

## 個人情報保護委員会（第92回）議事概要

- 1 日時：平成31年3月12日（火）10：00～11：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：嶋田委員長、熊澤委員、丹野委員、小川委員、中村委員、大滝委員、  
宮井委員、藤原委員  
其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、佐脇参事官、  
三原参事官、山崎参事官、松本参事官

### 4 議事の概要

#### (1) いわゆる3年ごと見直し（ヒアリング）について

ヒアリング対象の団体として、電子情報技術産業協会（以下「JEITA」という。）の川上常務理事、加藤法務・知的財産部会部会長及び水島個人データ保護専門委員会委員長が会議に出席した。

冒頭、JEITAから「当協会の会員は電子機器やITソリューションサービス産業の企業が中核であるが、最近は、大手企業やスタートアップ企業に入会いただいております。業種・業界を超えて、サイバー空間と現実空間との情報連携によって新たな価値を創出し、社会課題を解決する超スマート社会 Society5.0の実現に取り組んでいる。これらの取組を進める上では、個人情報の保護と利活用が非常に重要。本日は、個人情報保護法の3年ごと見直しの検討に際し、当協会の意見を述べる機会をいただき感謝。今年1月に決定された日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みは、データが安全かつ円滑に流通する世界への第一歩であると考えており、昨年度、欧州議会の議員団が来日した際に行われた意見交換会には、当協会も参加し、会員各社が個人情報の保護を適切に行っていることを説明し、事業活動のために個人情報の保護が如何に重要であることを理解いただいたと認識。当協会としては、今後とも個人情報保護委員会と密接に意見交換を行ってまいりたい」旨の挨拶があった。

続けて、JEITAから以下のとおり、資料に基づいて説明が行われた。

「資料の2ページ目を御覧いただきたい。はじめに、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みについては、個人情報保護委員会において民間の意見を十分に聞いた上で交渉を進めていただき、多大な尽力に感謝。個人データの自由な流通・利活用を確保し、技術革新の成果を国民が活用していくためには適切なデータ保護が極めて重要であると考えている。これは日本のみならず、国際的にも同様であるため、安倍首相がダボス会議で発言された「DFFT」の考え方についても強く賛同する。

3ページ目を御覧いただきたい。法改正については、現行の個人情報保護

法が全面施行から2年足らずということもあり、政令、委員会規則、ガイドラインによって個人情報保護の実効性を高めることが重要と考えており、法改正までは必要ないとの立場。ただし、中長期的な観点から、国際動向、ビジネス動向、技術の進展等を踏まえ、個人の権利利益の侵害リスクを許容できなくなった場合には、抑止のための立法措置の検討をお願いしたい。また、個人情報保護委員会が行政機関や自治体における個人情報取扱いについても所管し、監督権限を持つことにより、自治体ごとに異なる個人情報保護条例の問題等に対処して頂けるよう、他省庁とも連携しつつ、法改正の検討をお願いしたい。

以上を踏まえ、今回当協会からは、政令、規則又はガイドライン等を通じて明確化をお願いしたい事項として2点、その他、個人情報保護委員会への要望事項として5点について、意見を述べる。

4ページ目を御覧いただきたい。政令、規則又はガイドラインを通じて明確化をお願いしたい事項の1点目は、データポータビリティ権についてである。データポータビリティ権はEU一般データ保護規則（GDPR）で規定されており、個人情報保護法の開示請求権はその一部に相当するが、現行では書面開示が原則とされている。開示の手法については、個人データの自由な流通・利活用を確保し、データポータビリティ権との調和を図る観点からも、事業者にとって負担が少ない電磁的開示でも可能であることを政令又はガイドライン等において明確化するようお願いしたい。なお、開示請求権以外に該当する事業者間のデータ移転の義務付けやデータフォーマット変換の義務付け等については、事業者の過剰な負担となるため、慎重な議論をお願いしたい。

5ページ目を御覧いただきたい。次に、データ利活用に関して、匿名加工情報の利活用事例や各事業者団体における取組については、今後も調査報告書等により利活用事例を積極的に公表し、更なる匿名加工情報等の利活用促進を図れるようお願いしたい。次に、秘密計算や高度な暗号化等の安全管理に関する技術や規制のサンドボックス制度は、いずれもデータ利活用の促進に向けて鍵となるものであると考えており、これらの活用を促進するため、その扱いについてガイドライン等を通じて明確化されるよう検討をお願いしたい。

6ページ目を御覧いただきたい。個人情報保護委員会に対する要望事項として、国際的制度調和への取組と越境移転の在り方について述べる。

J E I T Aとしては、D F F Tの考えの下、日米欧で協力してデータの自由な流通圏を拡大すべきと考えている。そのためには、国際的な制度の調和を図り、越境データ移転をスムーズに行えるような環境の整備をお願いす

る。また、データローカライゼーション等の問題については、グローバルでビジネス展開している J E I T A 会員企業として政府間での課題解決を期待している。

特に、越境移転については、韓国、シンガポール、タイをはじめとしたアジアや A P E C 諸国において、越境データ移転に規制を設ける国々が増えていると認識している。これらの国からのデータ移転が十分な保護レベルを確保しつつ、スムーズに行われるよう、A P E C の C B P R を活用する方策について御検討いただきたい。具体的には、我が国の個人情報保護法ガイドラインと同様、これらの国において越境データ移転を規制する法令やガイドラインに、C B P R を用いた移転方法を明示してもらえよう働きかけをお願いします。また、G D P R の認証制度と C B P R との連携についても産業界として支持する。

7 ページ目を御覧いただきたい。貴委員会への要望は、漏えい報告についてである。E U では「個人データ侵害により個人の権利や自由に対するリスクが生じ得ない場合」は報告不要とされている。是非我が国でも、軽微な案件については報告不要とする等、報告軽減措置の拡大をお願いしたい。また、漏えい報告については、報告の要否に迷う事案もある。是非、ガイドラインや Q & A で報告を要する事例と報告を要しない事例の充実化をお願いしたい。

8 ページ目を御覧いただきたい。この要望は、データ利活用に関するもの。我が国の技術開発方針である Society5.0 の実現のため、A I や I o T 等における新しい技術の活用が促進されなければならない。今後、このような新しい領域で法解釈におけるグレーゾーンが度々発生すると想定しているが、ガイドライン等を通じて速やかに明確化をお願いしたい。特に、カメラ画像や顔特徴データの取扱いについては、既に普及が始まっているが、これらは消費者の権利利益に及ぼす影響が大きい分野であるため、事務局レポート等で包括的な指針をお示し願いたい。

9 ページ目を御覧いただきたい。この要望は、ペナルティの在り方についてである。その法執行については、現行の法的枠組みの中で意図的な非遵守に対する強化として御検討をお願いします。故意に個人情報を目的外利用したり、流出させるような悪質な事業者に対しては、法執行を強化するべきである。一部の不適切な事業者による意図的な非遵守を是正することは、個人の権利利益を保護し、個人が事業者に対して抱く不安等を緩和するものと考えている。他方、ウェブサイトの脆弱性をついた不正アクセス等の被害を受けた事業者に対しては、リスクに対応した改善指導等は妥当であるが、被害を受けた事業者に対する過度な法執行は行うべきでないとする。なお、

課徴金制度導入については、個人情報を適切に活用する事業活動の萎縮を招き、ひいては国民生活の向上を阻害することを懸念する。また、個人情報保護委員会による事業者に対する報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置のうち重要なものについては、事業者に対する意識向上のためにも、その概要を公表いただくようお願いする。

10 ページ目を御覧いただきたい。外国当局との執行協力については、相互主義のもと、適切な推進をお願いする。最後に、全般的な要望として3点付け加えたい。まず、D F F Tを実現させるため、EUや米国のデータ保護当局と国際的な個人情報保護制度の調和に向けた交渉をお願いする。その際、是非、産業界の意見も取り入れていただきたい。2点目に、貴委員会のGDPR関連情報ページや諸外国の個人情報保護制度に関する報告書については、当協会でも有効に活用させていただいている。事業者のコンプライアンスコスト削減のためにも、引き続き、海外法令の関連情報の発信をお願いする。3点目には、ガイドラインやQ & Aの更なる充実と、その周知徹底をお願いさせていただき、以上をJ E I T Aからの説明及びお願いとさせていただきます。」

嶋田委員長の進行により、質疑応答が行われた。

中村委員から「私からは1点、確認的な質問をさせていただく。個人情報保護法3年ごとの見直しが本日のヒアリングのテーマである中、今回いただいた意見は、法律そのものというよりも、政令、規則又はガイドラインを通じた明確化などとなっているが、御発言の中でもあったように、原則、個人情報保護法については、改正の必要性を感じていないという理解でよいか」という旨の発言があった。

これに対し、J E I T Aから「冒頭申し上げたとおり、改正個人情報保護法は全面施行からまだ2年足らずということもあり、至急の改正が必要であるとの意見ではない。他方で、周辺のガイドライン等の考え方のリリースが重要であると考えている。そのため、J E I T Aとしては、その部分についての充実をお願いしたいというのが基本的な考えである」旨の発言があった。

丹野委員から「資料4ページの個人データに関する個人の権利の在り方について、原則文書開示から原則電磁的開示に変更すべきとの御意見なのか。それは利用者に利益があるのか。また、電磁的開示にすれば、データフォーマットの統一は有意義だが、いわゆる「データポータビリティ」そのものについては反対という御意見なのか。さらに、削除や利用停止等について、より広範に個人の権利を認めるべきとの意見も多数あると承知しているが、

その点についてどうお考えか教えていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、J E I T Aから「まず、電磁的開示という方法でも対応可能としてほしいという趣旨である。企業は、個人データをシステムにより管理しているため、紙面による文書開示だとコストが負担となっている。データでのやりとりが可能となると、システムでの作業の効率化を図ることができるということで、追加的に認めてほしいという意味合いである。また、I Tを用いた生活範囲の拡大に伴い、電磁的開示は利用者においても利益があると考ええる。

次に、「データポータビリティ」については二つの意味がある。一つは、データを主体に返却・アクセスできるようにすることと、もう一つはデータ主体を介さずして企業間でデータをやりとりすることである。J E I T Aとしては、データポータビリティは人権として重要なものと考えており、我々も開示請求に対しては適切に対応するようにしている。もう一つの企業間の方については、一般的な企業が保有する個人データについてはフォーマットが企業間で異なり、A P Iも整備されていないことから、企業間でのデータの移転は実効性に疑問がある。このように、データポータビリティについては反対ではないが、実効性・有効性やG D P Rにおける技術的に可能であればという前提の義務の実態を確認いただいて、海外の法制とも比較の上、法律に規定するか考えていただきたい。

3点目の、削除や利用停止等については、現状でも、要請があれば対応していると考えている。まずは消費者のニーズ、実態を確認していただきたい。我々企業で個人情報扱っているところで開示請求を受ける機会は、実際には、年に数件あるかどうかというレベルであり、メディアが言うように開示請求に対応していない企業があるということではないと理解。実態として消費者側にどれだけニーズがあるか、開示請求や、削除、訂正というものが必要で、それに対して企業がどれだけ取り組んでいるか、実態を確認いただきたい。基本的には消費者から要求があれば対応していると考えている。

2点目と3点目の補足として、国際的に事業を展開する我々企業としては、ヨーロッパのG D P Rの枠組みや米国での議論の推移を踏まえ、日本政府が提唱するD F F Tの枠組みを実現しつつ、国際的に調和のとれた制度を追及いただきたいと考えている」旨の発言があった。

小川委員から「やや専門的になるが、5ページ目の第2パラグラフの御説明内容で、秘密計算や高度な暗号化等の安全管理に関する技術や、規制のサンドボックス制度の活用を促進するため、その扱いについてのガイドライン等を通じた明確化とあるが、具体的にどういうことが目的で、個人情報保護法上でどういうことを意図しているのか」という旨の発言があった。

これに対し、J E I T Aから「情報銀行等の新しいビジネスモデルは新規の同意等で進めることができるが、過去に蓄積されたデータを活用したい場合、秘密計算等の高度な暗号化の安全管理措置に関する技術を用いて、個人情報に関して同意を得ることなくマイニングを図るという技術の方法が専門家から提唱されているので、マイニングされることで二次利用が図られ、データ主体から改めて同意を得る必要がなく、第三者提供に該当しない説明ができることが進み、技術が有効に活用できるのではないかとというのが一つ。それから、規制のサンドボックス制度については、生産性向上特別措置法に基づき進められている、新しい技術に関して実証実験をするという制度である。実証実験で得られた情報を活用して規制改革を推進することで新たなビジネスモデルが構築できるのではないかと考えている。様々なプライバシーの保護技術が開発されているので、こういうところが使えるように進めていただければというものである」旨の発言があった。

小川委員から「1点目は、過去のアーカイブに含まれている個人情報の扱いについて、2点目は、実証実験等におけるプライバシーの扱いについてどのように考えるか、ということについて検討してほしいという要望か」という旨の発言があった。

これに対し、J E I T Aから「然り。これらが進められるようにサポートしていただきたい、ガイドライン等で内容を明確化していただきたいということである」旨の発言があった。

熊澤委員から「6ページの要望事項について伺う。アジアやA P E C諸国において越境データ移転に規制を設ける国々が増えているとのことだが、我が国にも法第24条の越境移転規制は存在する。このページの最後のパラグラフに書いているように、この方向性として、C B P Rの推進を図ってほしいという意図で書かれているという理解でよろしいか」という旨の発言があった。

これに対しJ E I T Aから「一つの枠組みの中で色々な方法が考えられると思うが、その中の一つとしてC B P Rが有効ではないかと考えている。今のC B P Rの体系で十分かどうかは御議論いただきたいと思うが、一つの枠組みの中で、日米欧でもいいし、アジアも含めてでもいいが、法律がバラバラであることは承知の上で、データの移転がうまく進むような枠組みを作っていただいて、それにエコノミーが次々と参加していくというのが良い形だと認識している」旨の発言があった。

更に、熊澤委員から「C B P Rを用いた移転方法を外国のガイドラインに明確化することによってその推進が広がるのではないかとのご意見だが、日本は既にガイドラインに入っているがその日本においても未だ3社しか

認証を取っていないという状況にある。これを改善するために何かアイデアがあるか」という旨の発言があった。

これに対し、J E I T Aから「エコノミーを増やす、認証機関を増やす、認証の取得企業を拡大することで我々と付き合いをさせていただく企業を増やして、メンバーになろうという企業を増やすという活動が一つかと思う。日本の場合には、プライバシーマークを取得している企業は約 16,000 社あるが、ここのコストの負担感が若干ある。そういう意味で乗り合いであるとか、良い形で毎年のC B P Rの認証のコスト負担が低減されるようなことが進めば、16,000 社の中で外国との取引がある会社においては認証を取るような形が拡大していくと期待しているので、ご尽力をお願いしたい」旨の発言があった。

また熊澤委員から「我が国から中国などへの越境データ移転を規制すべきという意見も一部にあるが、それについてはどのように考えるか」という旨の発言があった。

これに対し、J E I T Aから「中国については非常に難しい問題かと思う。基本的にはD F F Tの考え方のように、データのローカライゼーションというのはあまり良くないと考えており、将来的には十分にデータが移転することが前提と考えている。一方で、中国のサイバーセキュリティ法を理解するのも非常に苦労しているところなので、良い形で中国についても日本が主導する形でデータがうまく流れるような方策を模索していただければと考えている。まずは中国の制度に関する情報提供と、将来的には中国とも自由なデータ流通ができるよう、国として取組を進めていただければと考えている。中国のサイバーセキュリティ法をはじめとする様々な法制度については、非常に深刻な懸念を有している。これについてはアメリカの産業界、ヨーロッパの産業界とも密接に意見交換をしており、意見は完全に一致している。国際的な産業界として、連名で中国の法制度に反対をするという趣旨の意見書を提出し、また日本政府にも中国政府が法制度を改めるよう働きかけをお願いしてきている。このような努力を産業界としても引き続きしていきたいし、政府にも是非よろしくお願いしたいと考えている」旨の発言があった。

藤原委員から「丹野委員の質問の関係で、開示請求の受付件数は年に数件とのことだが、J E I T A傘下の事業者と消費者の間には、手数料の壁は存在しないという理解で良いか」という旨の発言があった。

これに対し、J E I T Aから「会社ごとに手数料を定めているものと思われるが、J E I T Aでは把握していない」旨の発言があった。

また、藤原委員から「プライバシーマークとC B P Rの関係についての発

言の趣旨は、乗り合いがあればという話であったが、それは主に認定の要件というよりは、コスト面で折り合いをつけることで拡充するということか」という旨の発言があった。

これに対し、J E I T Aから「CBPR認証の取得にあたり、プライバシーマークを保有している企業にとってはコストがかかるという点と、CBPR認証を取得しても、移転のための認証として有効に活用できていないという実態の2点について申し上げた。日本でCBPR認証を取得した企業についても、移転のために取得しているというよりは、信頼性を証明するものとして機能しているのが現状である」旨の発言があった。

更に、藤原委員から「発表の中で、EUの例にも言及しながら、軽微な案件の報告不要化や、軽減措置の拡大の検討、報告の要否の明確化等の要望があった。日本では現状として漏えい報告は努力義務であり、その中で軽減措置の在り方を考えることもできるが、一方で、法律上報告を義務化し、その中で一定の軽減措置を明確にするという方法もある。後者についてどのようにお考えか。また、義務化した場合、あるいは義務化しない場合も含め、具体的な軽減措置のアイデアはあるか」という旨の発言があった。

これに対し、J E I T Aから「報告の義務化は不要ではないかと考えている。実態として、報告義務化しなければ個人情報保護委員会や認定個人情報保護団体に報告がなされないのかについては疑問がある。通常、情報漏えいが発生した場合は、プライバシーマークを取得している企業においては認定個人情報保護団体等にすぐに報告・相談が日常的に行われていると認識しており、義務化しないと報告が上がらないのか、実態を吟味していただければと思う。漏えいの報告件数は年に何度もあるわけではない。また、軽減措置の在り方について、漏えいのリスクがある場合の報告をどこまでとすべきかが問題となる。EUの場合は、侵害の実態が把握できた場合をメルクマールとしているが、サイバーセキュリティの分野においては、漏えいの発生自体を把握することが難しいケースがあり、リスクの程度によって軽減措置の要否を判断すべきではないか、という趣旨で、EUの例について資料で言及した」旨の発言があった。

これに対し、藤原委員から「実態に関し、プライバシーマークを取得し、認定個人情報保護団体の傘下に入っていることで個人情報保護委員会への直接報告を要さないことが団体としてのメリットになっているかもしれないと思うが、プライバシーマークを取得していれば必ず報告が上がってくるという認識か。実際には、軽微な事案については報告をしていない事業者も相当数あるのではないか」という旨の発言があった。

これに対し、J E I T Aから「コンプライアンス意識の問題であると思う



が、J E I T A傘下の企業では、小さいレベルの案件でも幅広く報告するという意識があり、そのためむしろ報告に迷うケースがあるのが実態である。小さな企業においては、コンプライアンスにかかるリソースが不足して報告が上がらないところもあるかもしれないが、そこは実態を把握していただければと思う」旨の発言があった。

嶋田委員長から「本日は丁寧な御説明をいただき、感謝申し上げます。委員からも、個人データに関する個人の権利の在り方、データ利活用に関する施策の在り方、漏えい報告の在り方、国際的制度調和に向けた取組など、様々な質問があり、全体として具体的な質問や意見が出たと思う。いただいた御意見も含め、個人情報保護を巡る様々な状況について、各方面の意見を賜りながら、課題を整理、審議して参りたい」旨の発言があった。

## (2) いわゆる3年ごと見直し（報告：認定個人情報保護団体からの声）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

宮井委員から「今回の認定個人情報保護団体シンポジウムの機会に7団体から寄せられた意見は、実際に活動する団体の生の声が詰まっており大変重要である。現時点で44団体あるが、業界によって個人情報の取扱い実態等も異なるため、引き続き、定例の認定個人情報保護団体連絡会等の機会も活用して広く意見聴取していくことが重要である」旨の発言があった。

大滝委員から「業界特有の課題等に対して、どのように対応していくかという問題があると思うが、これを全て法規や細則に記載することは難しい。これらの課題等については、業界ごとに自主的なルールを作っていくような取組が必要であり、困ったことを全て法律や政府に任せると、法律に縛られてしまう可能性もある。自主ルールを、それぞれの特性に応じて認定個人情報保護団体保護指針に盛り込むことこそが、認定個人情報保護団体制度の趣旨であり、当委員会としても、認定個人情報保護団体連絡会の場などを通じて、そうした主体的な意識を浸透させる取組を進めるべきである」旨の発言があった。

嶋田委員長から「今回のシンポジウムには私自身も参加し、パネルディスカッションに参加した8つの認定個人情報保護団体等の方々から、共通する部分や業界特有の部分を含め、率直な現場のご意見を聴かせていただいた。今回寄せられたご意見を踏まえ、望ましい制度の在り方はどうあるべきかという観点から、影響や実効性を踏まえつつ、検討してまいりたい」旨の発言があった。

資料について原案のとおり公表することとなった。

以上